

第23回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年5月31日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 7 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
- 日程第 8 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 11 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 12 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 13 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
- 日程第 14 議案第 7 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 日程第 15 議案第 8 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 日程第 16 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第23回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年の5月は雨が少なく牧草の伸びが悪いと言われていましたが、28日の夜からの雨で牧草も落ち着き始めました。

本日は第23回の総会に全委員のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、今月15日、16日に町内で根釧女性農業委員の会の研修会が開催され、29名の方々が参加され盛会のうちに終了したとお伺いしておりますが、堀金会長をはじめ出席された委員、また事務局の方々大変お疲れ様でした。また、27日には管内の会長さんたちが上京して、平成31年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会に参加をしてきました。大会の中では一点目に政策提案決議として、食料・農業・農村政策の強化に向けて地域の再生を目指すこと、二点目に担い手を応援する全国運動の推進、三点目に情報提供の活動の強化、四点目に令和元年度全国農業委員会会長大会実行運動計画の提案がされ、四点全て可決承認され閉会をいたしました。終了後、四点目に承認された事項に基づいて、全国1,800人の会長さんたちはそれぞれの選挙区の国會議員さんたちに要請活動を行い、北海道の会長さんたちは北海道選出の国會議員さんと与党・野党に分けて行い、終了後は釧路管内だけで7区選出の伊東さん、鈴木さんに個別に会い、令和2年度の予算等について要請しました。全体では13件の要請をいたしました。私からは特に農地中間管理事業への予算の確保というなかで円滑化事業が廃止され、中間管理事業に一本化され、担い手への農地集積が進まなくなることが懸念されるので、十分な予算が必要ということで両代議士にお話をいたしました。また、農地税制の改革ということでは農地の売買に伴い、譲渡所得の特別控除の引き上げなど、あっせん事業では800万、農地売買等では1,500万、その中で2,000万の特別控除があるが、これにつきましては手続き上なかなか複雑で使い勝手が悪いので農地の流動化を促進するためにももっと簡素化してほしい旨お話をいたしました。令和2年度の予算ですので、どのようになるかわかりませんが、両代議士は皆さんの要請に応えられるように頑張りますとのお話でした。そんな要請をしながら帰ってまいりましたが、詳しい内容につきましてはこの後資料を回しますので、見ていただければと思います。

さて、今回は報告が2件、附議案件8件の提案をしておりますので、スムーズな審議をお願いして開会にあたっての御挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番新井委員、1番橋場委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けま
す。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交
付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案
の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出が
あったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道
府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許
可指令書の交付があった場合には、農業委員会を経由して申請者本人へ送付するこ
ととなっております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許
可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1の貸主は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、借主は同住所の〇〇
〇〇氏で、農家住宅の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていた
ものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただ
き、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願
いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議 長

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、石狩郡当別町〇〇町〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は円朱別西〇線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会〇名の委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏、〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、農地の取得を希望される方はいませんでしたが、土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により農地利用集積円滑化団体の買入が必要であると判断し、町長に対し買入要請を行うことで決定いたしました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、6ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日

開催の利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会〇名の委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、賃借料は〇〇〇〇氏については、〇〇万〇、〇〇〇円、〇〇〇〇氏については、〇万〇、〇〇〇円、〇〇〇〇氏については、〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書5ページ、7ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明しますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

事務局 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、
浜農委31-1号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委31-2号の願い出人は、榊町〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は榊町〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委31-3号の願い出人は、釧路市白樺台〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇氏、願い出地は奔幌戸〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-4号の願い出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更後のバンガーサイロ建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、現在、スタッグ用地として利用されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。
	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。 まず、浜農委31-1号について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委31-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委31-3号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委1-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委31-1号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委31-1号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委31-2号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委31-2号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委31-3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委31-3号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委1-4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委1-4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内
容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又
は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定す
る場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなけれ
ばならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件、賃貸借による権利の設定2件、合計3
件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇
万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である同住所の〇〇〇〇〇氏に使用
貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、厚岸町プライベート〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積
〇〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇
〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号3は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇,
〇〇〇㎡に係るもので、この土地を円朱別西〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏に賃貸借に
よる権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農
政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、11番堀金委員、お願いします。

堀金委員 補足説明をいたします。
〇〇〇さんはご家族とともに酪農経営をされており、特に問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、1番橋場委員お願いします。

橋場委員 整理番号2の補足説明をいたします。
トライベツの〇〇さんは〇月をもって営農を中止することになり、トライベツ地区は厚岸町にありますが、浜中町にある農地分を〇〇さんより〇〇〇〇に賃貸で貸したいという希望と大規模化し農地が不足している〇〇〇〇と希望が一致し、相対で行うことになりました。また、農地は〇〇〇〇に隣接していますし、トライベツの〇〇〇〇には〇〇さんはいっていませんでしたので、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号3について、3番白川英之委員お願いします。

白川英之委員 それでは整理番号3の補足説明をいたします。
本案件は〇さんの経営規模縮小に伴い、余った農地を隣接している〇〇さんに貸したいということで相対で話し合いがまとまった案件です。この土地につきましては〇〇さんの所有地の隣接地でもありますので、今回賃貸借することについて問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1、2の審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号3の質疑を行います。本案については、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号3について質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに農業用施設(牛舎)を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により、〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「できる」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとして、平成28年3月8日開催の北海道農業会議総会で申し合わせを行っております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに牛舎を建設するため、父の〇〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇、〇〇〇㎡を使用貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借権の設定6件による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の利用権を設定する者は、釧路市昭和中央〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2と3の利用権を設定する者は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏と茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏に利用権の設定

をしようとするものでございます。

次に整理番号4から6の利用権を設定する者は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営廃止に伴う所有農地の利用権設定でございます。

整理番号4の対象地は熊牛西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛基線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号5の対象地は熊牛西〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号6の対象地は熊牛西〇線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、順番を変えて議案の審議を行いたいと思います。順番につきましては、整理番号1, 2, 4, 5, 6, 3の順に審議を行います。

それでは、整理番号1について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
5番白川俊明委員。

白川俊明委員 議案関係資料2ページのところで12番の土地の右側の土地は〇〇さんの土地ではないのか。

事 務 局 長 確かに〇〇さんの土地であるが、現状は原野状態であり、今回算定していない。

白川俊明委員 わかりました。同じく議案関係資料2ページの下側4番の土地が二つ表示されているが。

議 長 ただいま議案第5号整理番号6に関して1点確認事項がございますので、ここで暫時休憩に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

(休憩 午前11時35分)
(再開 午前11時40分)

議 長 会議を再開いたします。
議案第5号整理番号6について事務局より説明お願いいたします。

事 務 局 長 システムの関係で二つ表示されているが、1つの土地でありますので次回の総会までに調べて修正いたします。

議 長 事務局より説明がありました整理番号6について、他に何かご質問ございますか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号3の質疑を行います。本案については、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号3について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては2件の買入協議でございますが、

整理番号1は、浜中町茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である浜中町農業協同組合による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。なお、今回の申出に係る農用地のうち、茶内東〇線〇〇〇番〇の土地につきましては、現在分筆の手続き中であり、農用地利用集積計画の作成の際には、分筆後の面積で要請を行うことを申し添えいたします。

次に、整理番号2は、浜中町円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、石狩郡当別町〇〇町〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である浜中町農業協同組合による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては

農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、議案第6号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室)

検・評価について、日程第15 議案第8号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので一括して議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第8号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標とその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の内容を決定し、6月30日までに市町村のホームページ等を活用しインターネットで公表することとなっております。

今回ご提案した議案第7号につきましては、昨年5月の第11回総会で決定した平成30年度の活動計画について、その点検と評価を行うものですが、この結果を基に、議案第8号において平成31年度の活動計画を定めていくこととなります。

内容といたしましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」などについて、活動の点検・評価を行い、次の活動計画を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、6月26日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月26日、水曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月26日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第23回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

12番 新井 功仁恵

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

農地法第3条調査書

調査日：令和元年5月27日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸主	〇〇〇 〇〇	借主	〇〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和元年5月27日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和元年5月27日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

貸付人	〇 〇〇	借受人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 1 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 2 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 3 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 4 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 5 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 3 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 6 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	〇〇 〇〇	利用権の設定 を受ける者	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	